

放送番組のネット配信は円滑に進んでいるとはいえない【地上波テレビ番組の2次利用率は13%(平成18年)】

- ・放送番組については一般的に2次利用に関して契約を定めていないため、ネット配信する場合、すべての権利者に改めて許諾を得る必要がある。
- ・権利者が多く、ルール形成が十分でないため、許諾に膨大な時間・コストを要することが大きな理由の1つとなっている。

放送番組のネット配信の現状



課題

- ・契約ルールが確立していない分野がある(例:出版、音楽、映画に関するTV番組のネット配信の契約ルールが未確立)
- ・集中管理が進んでいない分野がある(例:個々の実演家1人1人に許諾を得なければならない)

「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」(平成21年4月～)メンバー:実演家団体、放送局、レコード会社、映画会社等
 民間における契約ルールの確立及び権利の集中管理を促進(知財事務局が事務局としてサポート)

契約ルールの確立

(3月までに合意予定)

- ・小説、コミックを原作とするドラマ等をネット配信する際の契約ガイドライン【出版社と放送局間】
- ・レコード会社と契約がある歌手が出演する歌番組等をネット配信する際の契約ガイドライン【レコード会社と放送局間】
- ・有名な映画監督の特集番組等、映画の一部を使用した番組をネット配信する際の契約ガイドライン【映画会社と放送局間】

分野ごとの集中管理を促進

・映像コンテンツ権利処理機構(実演家に許諾を得る際の一元的な窓口)の設立(平成22年4月から運用)

※本機構は、総務省「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」において、権利者側から設立が表明された。

放送番組の
ネット配信
の促進